ロ　旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供し、当該旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ　旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に記載事項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら当該旅行業務に関し取引をする者の用に供するものに限る。次条第二号において「顧客ファイル」という。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一　前項第一号イ又はロに掲げる方法にあつては、旅行業務に関し取引をする者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二　前項第一号ハに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した日の翌日から起算して二年を経過した日（同日以前に当該旅行に関するサービスについて苦情の申出があつたときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日）を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

第二十七条の六　旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二条第二項において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第一項に掲げる方法のうち旅行業者等が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

2　令第二条第二項において準用する令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業者等の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　前条第一項第二号に掲げる方法

（旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第二十七条の七　法第十二条の五の二の国土交通省令で定める様式は、第十号様式とする。

（外務員の証明書の様式）

第二十八条　法第十二条の六第一項の国土交通省令で定める様式は、第十一号様式とする。

（新設）

（旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第二十七条の四　法第十二条の五の二の国土交通省令で定める様式は、第九号様式とする。

（外務員の証明書の様式）

第二十八条　法第十二条の六第一項の国土交通省令で定める様式は、第十号様式とする。